

# 統合通貨としての円

谷 口 繁 紀

はじめに

I 江戸末期における貨幣的状况

II 由利財政

III 第1次大隈財政

IV 新貨条例までの変遷

V 廃藩置県と井上財政の登場

VI 地租改正

VII 第2次大隈財政

VIII 西南戦争

IX 松方財政

おわりに

## はじめに

ヨーロッパでは、1993年発効のマーストリヒト条約以来、経済・通貨統合の方向に進んでいる。また、アジアに目を向けると、最近では少しトーンダウンした感があるが、通貨協力の動きも見られる。そこで、両から円への移行を概観することは、最近の通貨体制のあり方を検討する上でも有益であると思う。近年における交通・運輸手段の発達や国際貿易の増大により、最適通貨地域の基準として議論されている生産要素の移動性・国民経済の開放度の依存度などは、明治時代とは比べものにならないくらい上昇していると言える。その一方で、会計制度・税制を含めた広い意味での金融システムが発達した結果、それが企業・家計などの経済活動にビルトインされてしまっている。これは、通貨統合という通貨・金融システムの変更を困難にしていることを意味する。つまり、通貨統合の促進条件と抑制条件という相反する二つの動きが以前にも増して見られるのである。こういった状況に直面すると、100年以上前の出来事が現代にはあてはまらないようにも思われる。それにもかかわらず、私は円を統合通貨として検討することが現代の通貨統合を考える上で有益であると考えている。通貨統合という実験が、化学実験のように研究室で出来るものではないからである。ヨーロッパを例にとると、欧州各国を諸藩に見立てて、EUを維新政府と見立てることで通貨統合における最近の流れがより明確になるものと思う。実際、円への統合過程では通貨価値の安定のためのデフレ政策とそれに伴う景気後退、更には廃藩置県による税の一本化など、EUで取り沙汰されている問題点に関する興味深い内容がある。

そこでまず初めに、江戸時代末期における貨幣的状况を述べる。その上で、明治維新以後の由利財政・第一次大隈財政・井上財政・第二次大隈財政・松方財政を中心に見ていきながら、各財政政策が両から円への統合にどのような基盤・影響を与えたかを探ることとする。円の統合完了の時期は、両から円に移行し、円の通貨価値が安定する基礎ができるまでとする。

### I 江戸末期における貨幣的状况

徳川時代の当初は、金銀の法定比価が1 : 15である金銀複本位制であった。この法定比価は、海外の国際比価（市場比価）とあまり差がなかった。しかし、徳川後期には財政赤字が増大したため、貨幣を悪鑄することで赤字を補填した。その結果、開国直前の金銀法定比価は1 : 5になっていた。この頃の国際比価は1 : 15ぐらいだったので、金貨が海外に流出することが考えられたが、当時の日本は鎖国で守られていたため1 : 5の法定比価が保たれていた。

この状況が一変したのは、1854年の日米和親条約に端を発する開国によってである。つまり、鎖国という壁が取り払われたため、海外で購入した銀を日本に持ち込んで金と交換して、その金を海外に持ち出し銀に交換する動きが始まったのである。この裁定取引により、大量の金貨が海外に流出し、「墨銀」あるいは「洋銀」と呼ばれたメキシコ銀ドルが国内に流入し、事実上の墨銀本位制といってもよい状況になった。

幕府は、海外への金流出を見て、金銀比価を国際標準に合せることの必要性を感じ、銀貨良鑄（安政二朱銀鑄造）を行い、為替相場を両高ドル安にしようとした。つまり、

洋銀1枚 = 天保一分銀3枚（1ドル3分替）

⇒ 洋銀1枚 = 安政二朱銀2枚（1ドル1分替）

のように為替相場を変更しようとした。しかし、ドルの購買力が3分の1になる、このような措置に諸外国が強く抗議したので、失敗に終わった。そこで幕府は、天保小判と比べてその品位量目が約3分の1の金貨（万延小判）を鑄造し、これと同時に金と銀（通用一分銀）の比価を1 : 15.70にして、海外相場との平準化に成功した。この「万延弊制改革」は、国際均衡を回復するために国内均衡を犠牲にする改革であった。すなわち、為替相場の調整に成功した結果、国内ではハイパーインフレーション・幕府財政の赤字をもたらした。金両の対外購買力が3分の1になったため①「輸入財価格が3倍に上昇」し、旧貨にプレミアムをつけて交換を促進させたため②「幕府は改鑄益金を得られない」③「民間保有の金融資産が3倍」という状態になった。対外支払いをもつ幕府は①により財政が圧迫され、②はそれを促進した。また、②③のために物価が大きく上昇した。その後、幕府は万延小判より質の劣る「万延二分金」を大量

に発行し、多大な改鑄益を得た。その結果、

洋銀 100ドル = 一分銀 311枚 = 万延小判77両3分

(1ドル3分替)

⇒ 洋銀 100ドル = 万延二分金 200枚 (100両)

(1ドル4分替)

という両安・ドル高の為替レートになった。ここで、1ドル=1両となり、後に重要な意味を持つことになる「万延二分金」本位制(山本有造)が成立することとなった。

また、江戸末期の幕府財政の赤字は維新时期における諸戦争などにより更なる圧迫を受け、諸藩においても同じ理由で財政赤字が増大した。この赤字を賄うために、幕府は改鑄益を生む万延二分金を、諸藩は藩札を大量に発行した。これが通貨インフレをもたらしたことはいうまでもない。(表1参照)

表1 幕末・明治初期における両=円建物価指数

(1854-56年:100)

年	指数	対前年上昇 (低下)率(%)	年	指数	対前年上昇 (低下)率(%)
安政1 (1854)	106.5	-8.7	慶応3 (1867)	460.4	8.9
2 (1855)	96.3	-9.6	明治1 (1868)	412.1	-10.5
3 (1856)	97.2	0.9	2 (1869)	626.8	52.1
4 (1857)	102.2	5.1	3 (1870)	566.9	-9.6
5 (1858)	117.1	14.6	4 (1871)	422.6	-25.5
6 (1859)	121.1	3.4	5 (1872)	353.4	-16.4
万延1 (1860)	147.0	21.4	6 (1873)	368.7	4.3
文久1 (1861)	165.3	12.5	7 (1874)	439.1	19.1
2 (1862)	155.5	-5.9	8 (1875)	427.0	-2.8
3 (1863)	166.0	6.8	9 (1876)	369.0	-13.6
元治1 (1864)	202.2	21.8	10 (1877)	379.7	2.9
慶応1 (1865)	267.2	32.2	11 (1878)	426.7	12.4
2 (1866)	422.9	58.3	12 (1879)	476.0	11.6

## II 由利財政

1867年の大政奉還・王政復古の号令により、江戸幕府から政権を引き継いだ維新政府は、権力基盤を固める上でも財政赤字の対処と殖産興業に着手せね

ばならなかった。そこで、新政府の徴士参与・会計事務掛の三岡八郎（由利公正）が発案した、①会計基立金 300両の募集と②太政官札の発行を実施しようとした。①は戦費調達のための臨時的な措置であるのに対して、②は殖産興業資金の調達およびその元利返済金による長期財源確保のための措置であった。しかし、会計基立金は、国債的性格が強かったので信用度の低い新政府はその募集に失敗した。結果的には、太政官札の発行で、戦費・殖産興業資金・長期財源を賄う方向に進んだ。太政官札は、石高に応じて諸藩に貸し付ける、民間勸業資金に貸し付ける、財政赤字を補填する、という3つの形を取った。諸藩への貸付は、半ば強制割り当てのようなものであり各藩の財政補填に流用されてしまった。2つ目の民間勸業資金への貸付は、御用金調達者に対する公債の交付という性格を持ち、幕府金札の役割を補完したと言える。最後に、財政赤字補填に使われた太政官札は、その発行額の半分以上を占めた。したがって、明治金札（太政官札）発行の中心的な性格は、財政赤字補填であったと言える。この点で、太政官札は幕府・藩財政における万延二分金・藩札の役割を継承した。

このような政策にもかかわらず、維新政権の基盤が脆弱であったため、不換紙幣である金札は流通しなかった。信用のない不換紙幣は当然のことながら減価してしまい、金札を保有する外商から抗議を受けることとなった。これが外交問題に発展したため、政府は明治元年12月4日に「太政官札時相場通用」を許可、すなわち金札が市場実勢で正金と交換されることを認めた。その結果、市場流通性が増大し、流通地域も拡大した。

通貨の側面から見た由利財政の評価（由利が望むか望まないかにかかわらず、事後的な評価）としては、次のことが挙げられる。金札がの市場流通性・流通地域を増したことで、内外に対する金札の知名を上げ国民紙幣として認められる契機となったことである。

### Ⅲ 第1次大隈財政

由利は、当初発案した建議を達成できなかったことに加えて、上述した外交問題などの責任問題から失脚した（2年2月）。この後の財政を司ったのは大

隈重信である。

第1次大隈財政の課題は、由利財政の時代に時価流通せざるを得なかった金札を全国的に平価流通させることだった。維新政府の名にかけて中央政府らしい紙幣を作ることが重要だったのである。そこで大隈は、2年4月および同5月に金札建て直しの基本方針を発表した。その内容は、①金札を兌換紙幣に転換し、明治5年までに新貨幣と交換される、②金札の発行額に上限を定める、③金札の時価流通を禁止したあと正金と同様に通用させる、というものであった。具体的には、明治2年6月に、地方での信用不足のために三都に還流してきた金札を、府藩県に対して1万石につき2,500両を供給し、それと引換に同額の正金を吸い取り、三都の金札提供者に取り立てた正金を返還する措置をとった。この金札と正貨の強制的な交換によって、金札の流通地域が拡大すると同時に、金札相場が回復の方向に進んだ。このようにして、大隈は当初の課題を達成することができた。

ここで、通貨の面からの大隈財政の評価を加えておく。金札（太政官札）の全国的平価流通により、西国の「銀札圏」が金表示に代わり貨幣単位の統一ができた。また、経済の発展した地域では、藩銀札（銀表示の藩札）・正貨が流通の主役から転落し、藩金札（金表示の藩札）・太政官金札に取って代わった。このように貨幣単位の統一された紙幣が主に流通したことが、後に円という通貨に統合する上で重要な基盤となった。統合通貨としての円を考える上で、第一次大隈財政の意義は非常に大きいと言える。

#### IV 新貨条例までの変遷

この章では、維新政府がどのような幣制を模索したのかを年代順に見ていきたい。開国による政治的・経済的混乱はあったが、維新政府は、近代国家建設のために貨幣制度を整える必要性を感じた。そこで、明治元年2月に三岡八郎（由利公正）・小原仁兵衛に改鑄業務を、同年3月には久世治作（久世喜弘）・村田理左兵衛門に貨幣調査を命じた。その結果、同年4月には造幣官署を設けて純正画一な貨幣を作る方針を決議し、これを受けて、2年3月大隈重信の建議により「円」の名称・十進法・円形の形状を新貨幣に適用することを決定し

た。その次は、本位貨幣をどうするかという重要な問題に進んでいった。同年6月オリエンタルバンク支配人ロバートソンとの協議を開始し、3年10月にはその内容が決まり本位貨幣を香港ドルと同位同量の「一元銀貨」にすることに決定した。東アジアでは墨銀による国際取引が中心だったので、墨銀と同じ品位・量目の香港ドルに円を合せることは、近隣諸国と貿易をする上で円滑になる。そう考えれば、一元銀貨を本位貨幣とする銀本位制を選択したことは妥当だったと言える。そして、これは幕末以来事実上の墨銀本位制を追認したことを意味する。これにより、3年11月に造幣局が一元銀貨の鑄造を開始し、4年1月には新しい貨幣制度を法律化した（「新貨条例」仮決定）。

しかし、当時米国に出張中の伊藤博文が、日本は欧米のような金本位制を採用すべきとの旨の意見書を送ったため、上述した「新貨条例」仮決定は消えてしまった。最終的に、4年5月に宣言された「新貨条例」の内容は、米1ドルと同量の金1.5グラムを含む「一元銀貨」を本位貨幣とし、銀貨・銅貨を補助貨幣にするという金本位制であった。ここで注目する事柄がある。それは、新本位金貨が、

本位金円1円 = 万延二分金2枚（1両）

という関係、つまり、

1ドル = 1円 = 1両

という関係を持っていたということである。したがって、両から円への移行は単なる名称の変更に過ぎなかったのである。これにより、両から円への切り替えが容易になった。

それではなぜ伊藤が1円につき1.5グラムの金を含有するように提案したのか。先程述べたように、当時伊藤は米国に出張して財政・貨幣制度を調査していた。「欧米に追いつけ」という雰囲気があったのだろうか、伊藤は欧米諸国が採用している幣制を日本にも取り入れたいと考えるようになった。伊藤は上述の意見書の中で、新十円金貨を275.2グレイン（16グラム3分の2）の重量にすることを提案している。その時、米国では重量258トロイ・グレインの金貨が使われていたが、新貨幣（新10ドル金貨／重量257.2グレイン、これをメトリックウェイトと呼ぶ）鑄造の議案が下院議院で審議中であった。伊藤は、その新10ドルと同じ重量の10円金貨を鑄造することを発案したのである。これ



対内対外、過去未来に両立しうる金本位制度の円・銭・厘体系が成立した」（三上隆三）にも見えた。しかし、「新貨条例」が尊重した貨幣は日本における貨幣（万延二分金）であったため、結局日本が銀本位制の東アジア経済圏に属するということを見捨てることになった。その結果、小国日本が欧米先進国のように金本位制を維持することは高価すぎて耐えられなくなってしまった。このことは、通貨統合が国内のみならず、国際的な貨幣との関係を考慮しなければうまく行かないことを意味する。これが、「新貨条例」が、形式的金本位制に終わり、事実上再び銀本位制（墨銀本位制）に戻ってしまった第1番目の理由である。もう1つの理由は、第IV章において金札整理と藩札処分の過程で取り上げる。

## V 廃藩置県と井上財政の登場

幕藩体制の財政構造が変わらないために、財政赤字が減少しないと考えた維新政府は、明治4年7月14日に「廃藩置県」を実施し、全国の租税と軍隊を手中に収めた。中央集権国家への一層の転換を計った政府は、当然藩政府の諸負担（150万士族の家禄保証・300藩債務）を引き継ぐこととなったが、これは中央政府による財政赤字の一元管理であり、赤字額を明確に把握することは後に通貨の安定を進める基盤であると考えられる。

「廃藩置県」後に登場した井上馨は、不換紙幣の発行が通貨価値を不安定にして経済発展を阻害すると考えたので、旧藩債務の切り捨て・通貨整理・財政緊縮などの緊縮主義を採った。

まず最初の旧藩債務の切り捨ては、井上が登場する前の明治元年5月9日の「銀目廃止令」にさかのぼる。この時、債務の価格表示を銀目から金目に転換すると同時に、「金高銀安」を背景に金1両＝銀60匁の相場を金1両＝銀220匁に変更した。したがって、銀表示の負債をもっていた諸藩は、金目書換えをして藩債務を削減することができた。当然藩債権を所有していた一般庶民は、額面価値の目減りにより被害を被った。続いて、旧藩債務の切り捨てをしたのは、「廃藩置県」により維新政府が旧藩債務を引き継いだときである。藩債総額の半分は切り捨てられたのだが、上述の金目換えの際の目減り分を考慮すれ

ば切り捨て額はそれ以上になる。第3番目には、藩札整理の際に旧藩債務が切り捨てられたが、この過程は「新紙幣」誕生の際に取り上げる。

第Ⅲ章で述べた「新貨条例」は、第1次大隈財政時に布告した金札立て直しの公約、すなはち不換紙幣である金札を新貨幣と兌換できるようにする約束を実現する良い機会であった。しかし、明治4年12月27日に発行された「新紙幣」は官省金札・藩札との交換が認められたが、「新貨幣」との兌換は認められなかった。「新紙幣」は依然として不換紙幣だったにもかかわらず、金札から「新紙幣」への移行はスムーズであった。これには、国民が藩札などの紙幣の使用に慣れていて使いやすかった、また当時偽造二分金が多かったので「新紙幣」のほうが信用されたという背景がある。いずれにせよ、藩札・太政官札・民部省札・大蔵省兌換証券・開拓使兌官証券の不換紙幣が「新紙幣」に統一された。

「新紙幣」統一の過程で多くの藩債が切り捨てられた（資料参照）のだが、実際には切り捨て総額はそれ以上だと言える。これには3つの理由がある。はじめに、廃藩置県より前になくなった藩は藩札発行高を届け出なかった。2つ目には、上述した藩債の金円換算と「金高銀安」により藩債総額が目減りした。3番目には、藩札時相場の評価が旧尊皇藩に有利で、佐幕藩には不利になされたことがあげられる。以上のように、旧藩債務の切り捨ては、一般国民を含む地方の貨幣資産の没収を意味し、通貨統合（通貨整理）における大きな痛みだった。

一方、金札立て直しの公約を反故にして進めた「新紙幣」に対して諸外国の圧力がかかったので、政府は、六分利付金札引換公債による金札回収（政府紙幣の公債化）・国立銀行兌換券による金札の回収によって対応しようとした。具体的には、明治5年11月15日に「国立銀行条例」を制定した。これによれば、国立銀行は資本金5万円以上とし、資本金の60%を金札で政府に払い込み、同額の金札引換公債証書の交付を受ける。銀行はその公債証書を抵当として政府に預けることで、それと同額の銀行券発行権を得る。また、この銀行券は兌換銀行券であり、資本金の残り40%を正貨で兌換準備しなければならなかった（図1参照）。この条例により、兌換銀行券による政府不換紙幣の回収が望まれたが、発行された銀行券はすぐに正貨に交換されてしまい流通しなかった。つまり、「悪貨は良貨を駆逐する」というグレシャムの法則により、兌換銀行券



えることに成功した。また、同じ不換紙幣ではありながらも多種類の紙幣が「新紙幣」に統一されたことは、国民通貨としての「新紙幣」の全国的浸透と統制を達成できた。つまり、円の安定化に大きく寄与したわけで、通貨整理の際に生じる痛みを耐えられれば、より安定した円が実現したかもしれない。しかし、井上の採った緊縮主義は当然のことながら、デフレーションを生み出し、緊縮財政の結果、予算配分を巡る政府内部の対立により退陣に追い込まれた。

## VI 地租改正

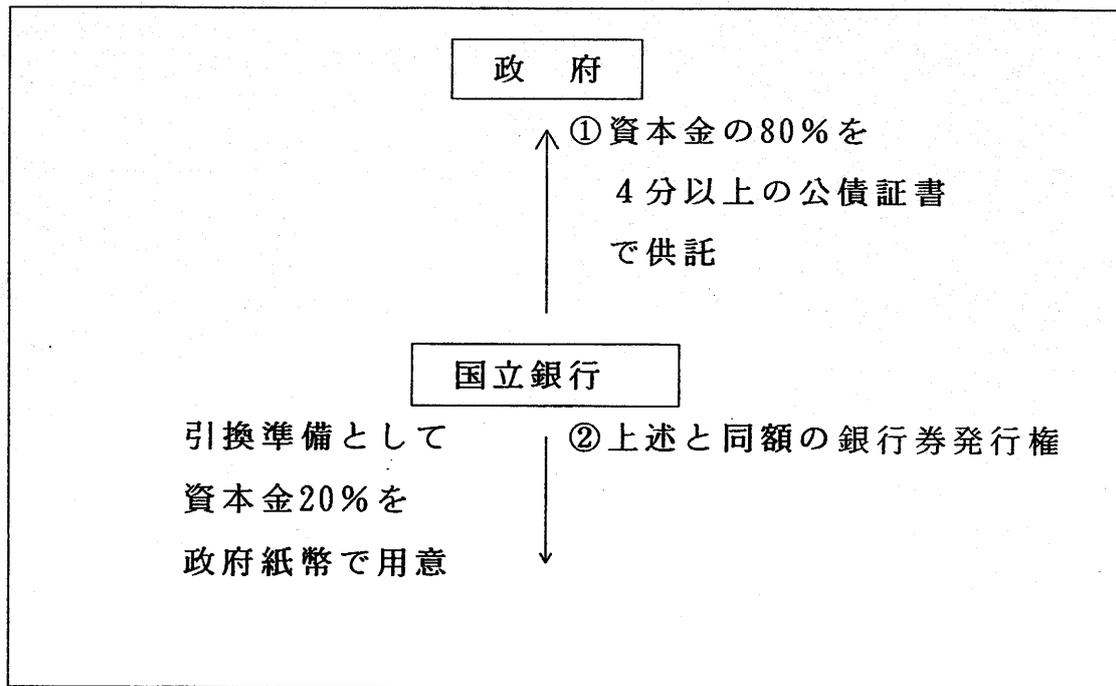
維新政府は、「廃藩置県」により全国の租税を徴収するようになったが、現物納（米納、その他麦など）という前近代的な徴収方法だった。現物納では徴税コストがかかる。それだけでなく、徴収した現物を市場に売却するため天候などによる価格変動の影響を受け、政府の収入が不安定になってしまう。この弊害を克服するために、明治6年7月「地租改正条例」を公布し、土地所有者に地券を発行し定められた地価の3%を地租として徴収することとした。この結果、政府の収入は安定化するようになった。これにより、政府は財政政策をしやすくなり、通貨価値の安定を模索するために財政政策を発動する場合の基盤ができたと考えられる。もし毎年入ってくる政府収入が不安定ならば、あらかじめ予算を立てることも困難であったろうし、通貨価値安定のためにどれだけの財政支出をすれば良いかがわからなかったであろう。このことを考えると、通貨価値の安定という面に注目した場合の「地租改正条例」を見逃すことは慎まねばならない。

## VII 第2次大隈財政

井上の後の明治6年（1873年）6月に登場した大隈は、①国際収支の不均衡②正貨流出が取り組むべき根本問題であると考えた。この課題に対処するために大隈が採った政策は、「殖産興業」、すなわち輸出を主導とする国内産業の振興であった。殖産興業を実現するためには、道路・港湾など社会資本の整備

と同時に産業資金の円滑な安定供給が必要であった。大隈は、当時は金融制度が十分に整っていないので、国がその役割を担うべきであると考え、積極的通貨政策を実施する。これは、井上財政が行った緊縮財政とは正反対のものである。それでは大隈が積極的通貨政策を行う理由は何か。「現在の通貨流通量は過去と比較してみれば次の事実が分かる。すなわち宝暦年間（1750年代）には人口 2,606万 830人に対し金銀貨流通高 1億 7,456万 155円であって、1人当り流通貨幣額は 6円69銭余。弘化年間（1840年代）には、人口 2,690万 7,625人に対し金銀貨流通高 1億 6,024万 1,683円、藩札流通高 2,462万 8,063円、合計通貨流通高 1億 8,486万 9,746円であって、1人当り流通額は 6円87銭であった。それに対比して現在（1870年代中期）では、人口 3,300万、金銀貨流通高 4,989万 9,499円、紙幣流通高 1億円であって、1人当り通貨量は 4円55銭にすぎない。鎖国時代においてすら 6円90銭あった1人当り通貨量が、国際貿易が開けまた農村への貨幣経済の浸透が進んでいる今日 4円55銭というのは『通貨欠乏』の証拠であり、『産業之レカ為ニ萎靡シ上下之レカ為ニ困窮ス』。したがって今、紙幣兌換をめざして紙幣収縮を行うことは好んで安定恐慌を引き起こすものであり本末顛倒の議論である。紙幣価値の安定は、紙幣を積極的に活用し経済成長を助成することにより長期的に達成させることができる。」（山本有造「両から円へ」 p39.121～p40.17より引用）という考えが大隈にはあったのである。そこで、銀行業の発達と公債市場の維持を目的として、明治9年8月に「国立銀行条例」改正を行った。その改正の内容は、①国立銀行は資本金の80%を4分利付以上の公債証書によって政府に供託し、これと同額の銀行紙幣を発行することができる（銀行券発行権を得る）②資本金の残り20%は政府紙幣をもって引換準備金とする（正貨で準備する必要はない）、というものである（図2参照）。この条例改正の影響として次の二点があげられる。①により値下がりしていた公債価格を維持することができた。②により銀行券発行額に対する準備率が3分の2から4分の1に低下したので銀行券流通が増大した。つまり当初の目的を達成することができたのである。しかし、条例改正によって銀行券は政府紙幣（不換紙幣）と交換されるに過ぎず、不換紙幣が濫発される基盤を作ってしまったことには注意しなければならない。次の第Ⅷ章で見ると、西南戦争の軍事費調達のための紙幣乱発はこうした基盤の上に

図2 国立銀行条例改正



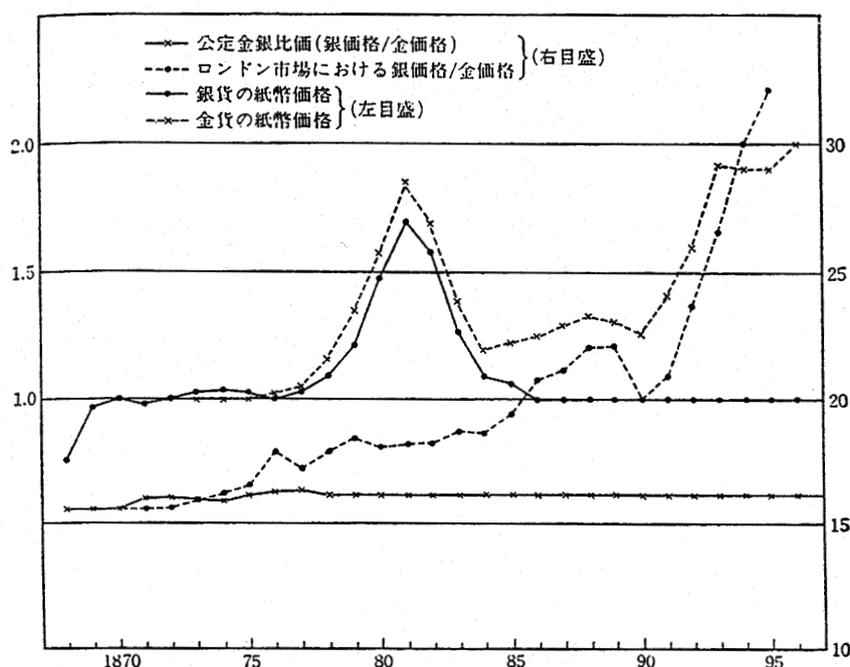
山本「両から円へ」・鈴木「円」より谷口が作成。

なされたのである。

この章の終わりに、西南戦争以前の大隈の通貨政策に対する評価を加えておく。彼の積極的な通貨政策によって紙幣が大量に発行されたが、明治7年から10年にかけての紙幣価値は比較的安定的であったので、通貨価値の安定という意味では評価されるべきであろう（図3参照）。ただ大隈が課題としていた国際収支不均衡の是正と正貨流出の阻止は達成することができなかった。貿易赤字が相変わらず続いたので正貨も流出し続けたのである。これにより国内では管理された紙幣が流通し、対外的には国内に退蔵・保蔵された正貨を外貨準備に充てる「紙幣と正貨の分業体制」（山本有造）ができあがったのである。それでは、大隈の作りあげた体制が、本稿の主題であるより安定した円を実現する体制であるのか。それを考えると甚だ疑問である。理由は次の通りである。井上財政時より紙幣流通量が増大し正貨が流出している状況の中で、紙幣と正貨をリンクさせること（正貨兌換制度）によって円を安定させる道は遠のいた。もちろん、明治7年から10年にかけての紙幣価値の安定を考えると、国内で管

理通貨制度を採用し続けることで円の安定化を模索する方法もあろう。しかし、未熟な金融制度、過去の経験から政府紙幣に対する信用の欠如・紙幣増発による財政赤字の対処という政治家の圧力などを考えれば、管理通貨制度の道も困難だと考えられる。

図3 金・銀紙幣相対価格の推移



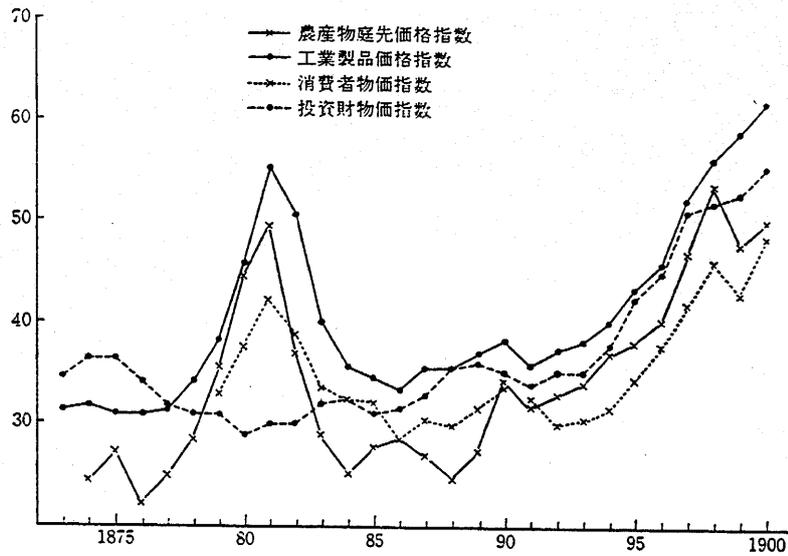
〔資料〕「貨幣制度調査会報告」『日本金融史資料』明治大正編，第16巻。

〔注〕金銀貨の紙幣価格において紙幣が金銀貨との取引に用いられたのは，正確には1874年以降のことである。1873年以前は当初は一分銀が，次いで二分金が金銀貨の売買に用いられていた。この点についての詳細は洞富雄〔1977〕第2，3章および山本有造〔1979〕を参照。

## Ⅶ 西南戦争

明治10年（1877年）2月に起こった西南戦争では、約4,200万円の戦費を要し財政を大きく圧迫した。明治10年度の歳出（西南戦争の戦費を除く）が4,824万円であることを考えるとあまりにも膨大な額である。政府が採った資金調達の方法は、2,700万円の政府紙幣の増発と第十五銀行からの1,500万円の借入れである。図2からもわかるように、実質的には銀行紙幣の形を借りた政府紙幣の発行である。これにより紙幣インフレが起こったのだが、多大な戦費支

図4 各種物価指数



〔資料および注〕 農産物産先価格指数は『長期経済統計』第9巻、第8表、工業製品価格指数、消費者物価指数、投資財物価指数は同第8巻の第15表および第1表、いずれも1934-36年=100。

出という一種の公共投資は国内産業を刺激したため、物価上昇圧力となりインフレに追い打ちをかけた（図4参照）。この紙幣インフレによって、正貨流出、洋銀相場の高騰・物価の高騰・紙幣相場の下落が起こり、国民は困窮した生活を送ることとなった。インフレの進展で、棒給生活者、秩禄公債・金禄公債の利子で生活していた旧武士階級者は実質的な収入の減少に苦しんだ。また農村において、地租改正で地租金納となった地主は依然として現物で小作料をもらっていたため、米価上昇で実質的減税の恩恵を受ける一方、その米価上昇は小作人に対して小作料を実質的に引き上げるのと同じ効果を与えた。

この状況に対して、大隈はインフレの原因を紙幣増発とはみなさず、洋銀相場の高騰であると考えた。そして洋銀相場の高騰は、「貿易赤字⇒正貨流出⇒正貨欠乏⇒洋銀相場高騰」のメカニズムによってもたらされると考え、長期的には殖産興業による輸出の増進・輸入の抑制を実現して国際収支均衡を図ろうとした。短期的には、横浜洋銀取引所設立など洋銀供給の円滑化によって洋銀高騰を阻止しようとした。殖産興業による国際収支不均衡是正はファンダメン

タルズを改善することなので、長期的には誤ってはいない。ただ、効果が出るまでに大変時間がかかる。

次に、大隈の短期的な対処について。前章で見たように当時は「紙幣と正貨の分業体制」であった。つまり国内通貨である紙幣と正貨は分断されていたので、対外的には変動相場制と同じことであった。また、明治中頃までは銀決済で貿易が行われていて、外国為替手形による取引は外国商社間あるいは本支店間に限られていたので、銀紙相対価格が為替レートに当たる。これを考慮に入れると、紙幣増発によりマネーサプライが増大すると為替レートが低下する。つまり洋銀相場が高騰するのである。したがって、大隈の短期的な洋銀高騰阻止の政策は焼け石に水といった性格のものであることがわかる。

以上により、大隈の政策がインフレを抑えることができないことは当然だった。しかも財政は、明治10年の3%から2.5%への地租の軽減、インフレによる歳入の実質的減少により危機的状況に陥っていた。さらに、国民の不満も増大する中で、大隈への批判が強まった。そこで積極的通貨政策が持論の大隈も、不換紙幣の整理・消却について考えるようになり「減債方案」（明治12年）を作成する。その内容は、明治38年（1905年）までに政府紙幣を消却するというもので、①一般会計の歳入余剰による消却（準備金繰り入れによる消却も含む）②消却基金設立とその運用収益による消却③金銀貨との回収消却④金債引換公債との交換による回収消却が具体的な内容であった。特に①が主な手段として使われ、明治13年（1880年）9月の「財政更改ノ議」による酒造税の増税や地方税率の引き上げを行うと同時に、各省庁の経費削減などの歳出抑制が実施された。また、これにより地方の税収入が増え地方財政の規模が急拡大したのであった。これに加えて、同年「工場払下概則」を定めて官営工場を民間に売却し、その売却金を紙幣消却のための準備金に加えた。大隈は以上のような状況改善を行ったが、「明治十四年政変」という政争に破れて失脚する。

ここで西南戦争以後における、通貨面から見た大隈財政の評価をしておく。上述したように、インフレ終息をさせるためによろ銀の円滑な供給を実施したことは明らかに誤りであり、また殖産興業による国際収支の不均衡是正も速効性に欠けるといわざるを得ない。これでは、安定した円の実現には程遠い。しかし、「減債方案」「財政更改ノ議」以後の積極路線からの転換は、政治的駆

け引きの中での場当たりのなものとはいえ、円を安定させる基盤を作る方向に舵を向けたということができよう。

## IX 松方財政

明治14年（1881年）10月の政変の後に大蔵卿に就任して財政運営に当たったのは松方正義であった。松方は、物価高騰の原因が紙幣インフレにあり、銀紙格差（洋銀相場の高騰）は紙幣下落によってもたらされたと考えたので、緊縮路線で財政政策に臨んだ。松方の課題は、①財政緊縮による紙幣整理②正貨蓄積による兌換制度の確立であった。

まず紙幣消却については、第1種紙幣（財政赤字補填のために発行された紙幣）・第2種紙幣（政府財政の一時資金不足のために繰り替え発行された紙幣）・国立銀行紙幣を別々に見ていく。第1種紙幣の消却のために、「財政更改ノ議」を引継ぎ酒造税則・煙草税則などの改正による増税と明治15年から17年までの3年間歳出据え置きによって、歳出余剰を実現した。さらに、金債公債証書による消却も進んだので紙幣整理は順調にいった。第2種紙幣については、一時的繰越という役割が有名無実化していたので、15年に「出納取扱順序」の改正、17年に「大蔵省証券発券規則」制定による政府短期証券制度の確立などによって一時的資金繰りに制度的に歯止めをかけた。また、中山道公債資金や準備金からの借入で紙幣回収を進めた。最後に、国立銀行券について。15年（1882年）の日本銀行設立に伴い、翌年の16年には「国立銀行条例」の再改正が行われ国立銀行の私立銀行への改組が決定し、日銀管理の下で各国立銀行が紙幣引換準備金および每期積立金を消却基金とした。そして、この基金によって公債証書を買入れ、その利子収益によって国立銀行券を消却していったのである。（表3参照）

つぎに、正貨蓄積によって兌換制度が確立して行く過程を見ていく。松方は、準備金の運用によって正貨の蓄積を行った。そもそも準備金は、明治2年10月不要物品等の経常外収入を国庫に別途積み立てた「積立金」に始まり、5年6月に国庫から1千万強を分離して「準備金」と呼ぶようになったものである。この準備金は公債市場の維持や政府事業や民間企業貸付などに運用されていた。

表3 明治前期一般会計歳入・歳出決算表

(単位：千円)

期	歳入				歳出							
	合計	租	税	官 有財産収入	公債および借 入金	その他の歳入	合計	皇室費	年金・恩給費	軍事費	国債費	その他(行政費)
第1期	33,089	3,157		50	4,732	25,150	30,505	250	546	4,512	—	25,197
第2期	34,438	4,399		83	912	29,044	20,786	385	1,757	2,824	—	15,820
第3期 (第3期)	20,959 (27,945)	9,324 (12,432)		110 (147)	4,782 (6,376)	6,743 (8,991)	20,108 (26,811)	554 (739)	2,736 (3,648)	1,591 (2,121)	—	15,227 (20,303)
第4期	22,145	12,852		329	—	8,964	19,235	514	3,227	3,291	439	11,764
第5期 (第5期)	50,445 (40,356)	21,845 (17,476)		442 (354)	— (—)	28,158 (22,526)	57,730 (46,184)	913 (730)	16,117 (12,894)	9,219 (7,375)	439 (351)	31,042 (24,834)
第6期	85,507	65,015		4,226	10,834	5,432	62,679	678	18,176	9,399	2,996	31,430
第7期	73,446	65,303		3,095	—	5,048	82,270	775	26,613	11,358	3,254	40,270
第8期 (第8期)	86,321 (172,642)	76,529 (153,058)		4,827 (9,654)	— (—)	4,965 (9,930)	66,135 (132,270)	444 (888)	27,231 (54,462)	12,259 (24,518)	1,593 (3,186)	24,608 (49,216)
明治8年度	69,483	59,194		3,079	—	7,210	69,203	933	17,780	9,786	4,645	36,059
9	59,481	51,731		3,486	—	4,264	59,309	828	17,630	10,330	4,951	25,570
10	52,338	47,923		1,651	—	2,764	48,428	910	162	9,203	16,775	21,378
11	62,444	51,486		1,646	—	9,312	60,941	980	615	9,213	26,640	23,493
12	62,152	55,580		1,828	—	4,744	60,318	1,014	584	10,847	21,750	26,123
13	63,367	55,262		2,104	—	6,001	63,141	1,043	512	11,600	22,421	27,565
14	71,490	61,676		2,147	—	7,667	71,460	1,523	466	11,223	27,747	30,501
15	73,508	67,739		1,828	—	3,941	73,481	1,789	430	11,749	23,414	36,099
16	83,107	67,660		1,575	—	13,872	83,107	2,364	483	13,331	28,658	38,271
17	76,670	67,204		2,144	2,000	5,322	76,663	2,327	435	13,812	19,820	40,269
18	62,157	52,581		2,298	3,066	4,212	61,115	1,797	335	12,241	14,101	32,641
(18)	(82,876)	(70,108)		(3,064)	(4,088)	(5,616)	(81,487)	(2,396)	(447)	(16,321)	(18,801)	(43,521)

資料：中野隆英「明治維新前期財政金融政策展望」(梅村又次・中村隆英「松方財政と殖産興業政策」国運大

別巻 大蔵財務協会, 1969年) 132, 137頁。  
注1) 第1期は慶応3(1867)年12月末から明治元(1868)年12月末まで、第2期は明治2(1869)年1-12月、  
(1871)年10月-明治5(1872)年12月、第6-7期は明治6-7(1873-74)年の1-12月、第8期は明  
治18(1885)年7月-明治19(1886)年3月。

2) 明治18(1885)年7月-明治18年度のカッコ内には、それぞれを4.3倍、4.5倍、2倍、4.3倍した  
3) 明治10年(1875)年度の戦費は上表に含まれていない。

原資料は大蔵省百年史編集室「大蔵省百年史」

原資料は大蔵省百年史編集室「大蔵省百年史」

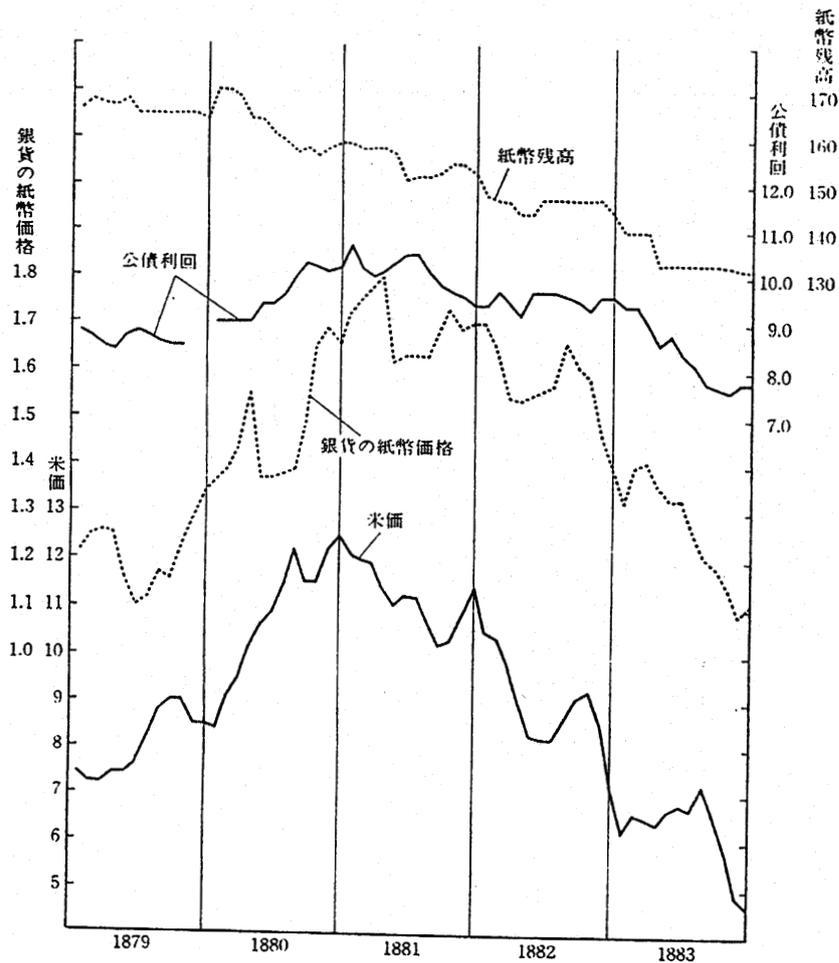
原資料は大蔵省百年史編集室「大蔵省百年史」

松方が大蔵卿に就いたとき準備金は5,579万円であったが、運用資産の中心は公債証書・貸付だったので、正貨による準備金は876万円しかなかった。松方はこの準備金を海外荷為替資金など輸出手形の買い取りに運用し、正貨の経常的運用に努めた。海外で正貨を受け取るということは、国内市場での正貨需給を逼迫させずに済み、正貨の値上がりを防ぐことができた。また、歳入余剰を紙幣交換準備金に繰り入れることでも、正貨の蓄積を図った。そしてこの正貨が蓄積されるのを待って、中央銀行制度・兌換制度の確立を目指していく。15年（1882年）「日本銀行創立ノ議」の「日本銀行設立趣意書」では、日銀設立の目的として、全国の金融の円滑化・商業銀行の資金力の補完・手形再割引による低金利実現・国庫出納の管理・貿易手形割引による正貨量のコントロールが掲げられた。同年6月には「日本銀行条例」が制定され、同年10月10日に日本銀行は開業した。翌年には上で述べたように「国立銀行条例」が再度改正され、紙幣消却の方針が固まった。この後、紙幣の消却が進むにつれて銀紙格差も縮まってきたので、18年（1884年）5月に「兌換銀行条例」を公布し、翌19年（1885年）5月から兌換日銀券が発行され、銀本位制となった。かつての教訓から、日銀券の発行額ははじめの数ヵ月間300万円から400万円程度で、しかもほぼ全額に近い正貨準備を備えた。日銀券の信頼は確実で、すぐに正貨に引き換えられることはなかった。日銀券の信頼が増していくのを見た松方は、政府紙幣と正貨の交換して消却することを始めた（明治19年）。ここにおいて準備率を下げて日銀券を発行することが可能になったのであり、兌換銀行券発行の基礎ができたと言える。

兌換銀行券発行の基礎ができた段階で、明治21年（1888年）8月に兌換銀行条例を改正し、保証準備屈伸制限が定められた。この条例改正によれば、①正貨準備発行（正貨準備と同額の銀行券発行）②制限内保証準備発行（公債証書・大蔵省証券その他確実なる証券・商業手形を保証として7千万円に限り発行）③制限外保証準備発行（市場の景況により蔵相の許可を受けて年5%以上の発行税を納めて②と同種の証券を保証として銀行券を発行する）の3方式が採られた。これにより日銀券の発行は柔軟性をもつものに代わり、信用貨幣としての日銀券が確立したといえる。

ちなみに、政府紙幣は明治36年6月「政府紙幣通用廃止法律」公布により、

図5 各種指標の月別値



〔資料および注〕 銀貨の紙幣価格(単位, 円)および公債利回(単位, %, 7分利付金庫公債の利回, 7%÷市場価格)は「紙幣整理始末」(『日本金融史資料』明治大正編, 第16巻)による。紙幣残高(単位, 百万円)は朝倉孝吉・西山千明[1979]の政府紙幣・国立銀行券の合計額。米価は深川正米相場であり, 朝日新聞[1930] p. 1165による。

32年を最後に消滅した。また国立銀行券の消却は31年(1898年)に完了し、翌32年をもって国立銀行も消滅した。

最後に、松方財政の通貨面からの評価をする。松方は緊縮財政による紙幣整理と正貨蓄積による兌換制度の確立という大事業に大きな役割を果たした。ただ、これには若干の考察を加える必要がある。実は、大隈の紙幣整理がタイムラグをもってデフレ効果を発揮し始めたと同時に、松方が登場したと見ることができるのである。つまり、当時の日本経済は現在ほどには市場が統合されていなかったため、紙幣整理の効果が波及するまでに時間がかかったのである。また、明治14年2月の「地租納期繰り上げ」を契機とした米価下落は、高米価

に支えられた農村好況をパニックに陥れ、農民の購買力が著しく減退した。そして、当時は世界的な景気後退の時期であり、日本経済は国際貿易の縮小・国際物価の下落の影響を受けていた。確かに松方登場の前にマクロ指標は反転している（図5参照）。このことから、松方の緊縮財政はデフレに追い打ちをかけるという側面があったと言える。しかし、デフレに追い打ちをかけてでも正貨蓄積による中央銀行制度の確立を求める松方のリーダーシップが、円の安定化に大きく寄与したことに触れておかなければならない。以上、松方財政の下で不換紙幣の整理・兌換制度の確立・中央銀行制度の確立が達成された。

### おわりに

本稿では、両から円への通貨統合の過程を取り上げ、各財政政策を中心に見てきた。通貨統合・円の安定化という側面から見ると、ほとんどの時期の政策において円の安定化になんらかの形で寄与しているといえる。これは、当時の日本が西洋に追いつけ追い越せという明確な目標があったからといえる。しかし、何もない状態から円への移行があったわけではなく、江戸時代から繋がる制度的な連続性の上に成立したものである。もちろん円への移行に当たって、維新政府が作り上げたものも数多くあった。そういうものが一体となって円への移行・円の安定化が達成されたのである。また、明治30年（1897年）の「貨幣法」による金本位制への移行により円がより安定したことに触れておかなければならないが、本稿では中央銀行制度の確立をもって「円への移行」の一応の完了を見た。

それではここから得られる今日的な意義とは何か。昨今EUの通貨統合について盛んに言及されているが、その多くがEU諸国は経済のファンダメンタルズが異なるためうまくいかないだろうというものである。しかし、通貨統合とは本稿で見てきたように、現在ある貨幣を尊重しながら通貨政策を行い、同時に強力な政治的なリーダーシップによって推進していくものである。逆にいうと強力なリーダーシップ・通貨統合へのインセンティブがなければ、通貨統合は頓挫するであろう。こういう視点でEUの通貨統合の動きを見るとその成否がわかるかもしれない。

## 参考文献

- 鈴木武雄（1963）『円』（岩波新書）  
——（1967）『おかねの話』（岩波新書）  
寺西重郎（1982）『日本の経済発展と金融』（岩波書店）  
堀江保蔵（1929）「両と円の関係に就いて —— 明治八期間の円価計算 ——  
」（京都大学『経済論叢』第26巻第6号）  
林玲子・大石慎三郎（1995）『流通列島の誕生』（講談社現代新書）  
三上隆三（1989）『円の誕生 —— 近代貨幣制度の成立 —— 』（東洋経済新  
報社）  
山本有造（1994）『両から円へ —— 幕末・明治前期貨幣問題研究 —— 』（  
ミネルヴァ書房）  
吉野俊彦（1996）『知恵をしぼれ！』（日本経済新聞社）  
——（1996）『円とドル』（NHK出版）

(注)表1・3は山本「両から円へ」の、それぞれp12, p34~35 から引用。

表2は吉野「円とドル」のp39から引用。

図3・4・5は寺西「日本の経済発展と金融」の、それぞれp117, p113, p140 から引用。